

回答書

令和6年 3月 5日

入札参加者各位

地方独立行政法人山梨県立病院機構

「山梨県立中央病院ほか1施設で使用する電気調達」(令和6年2月27日公告)に係る質問について、次のとおり回答いたします。

質問1 計量日は、現在供給されている電力会社での計量日を引き継ぎますが、ご容赦いただけますか。

(答) 現在の計量日を引き継いで頂いて差し支えありません。現在の計量日は、山梨県立中央病院は毎月1日、山梨県立北病院は毎月23日です。

質問2 計量日はご使用期間末日の翌日0:00となりますのでご了承いただけますか。

(例: 使用期間が3/10~4/9の場合、計量日は4/10 0:00)

(答) 差し支えありません。

質問3 2回線受電ですが、予備電力の種類は、予備線・予備電源のどちらでしょうか。予備電力の契約電力は2,000kwでよろしいでしょうか。

(答) 予備電力の種類は予備線です。予備電力の契約電力は2,000kwです。

質問4 蓄熱割引等の適用ができませんがご了承いただけますか。

(答) 差し支えありません。

質問5 入札内訳書作成にあたり、単価は税込の認識でよろしいでしょうか。

(答) お見込みのとおりです。

質問6 税抜単価で入札内訳書を作成する場合、契約書・電気料金の請求金額を算出する際は、税込単価で積算となりますがよろしいでしょうか。

(答) 差し支えありません。

質問7 入札内訳書作成に当たり、以下の端数処理方法と表示桁数を教えてください。(少数点第●位までを切捨て or 切上げ or 四捨五入など)。

①基本料金

②電力量料金

③毎月の合計金額

④年間の合計金額

⑤税込で計算した金額を入札金額(税抜)にする時

(答) ①、②は少数点第2位までを切捨て、③、④、⑤は小数点以下切捨てにて算出してください。

質問 8 入札金額を算定するにあたり、力率は 100%(力率割引考慮)でよろしいですか。100% 以外の場合は、力率は何パーセントか、ご指示ください。

(答) 入札金額を算定するための力率は、月毎に異なります。「仕様書 別紙 2」(電気使用量・契約電力等実績一覧(令和 5 年度実績))に記載のある月別の力率で、それぞれ算定してください。

質問 9 燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は入札金額に考慮する必要がありますか。考慮する場合、仕様書別紙 2 に記載の単価をそれぞれ算定するということでしょうか。

(答) 考慮する必要があります。お見込みのとおり、仕様書 別紙 2 に記載の単価で算定してください。

質問 10 契約電力が 500 kW 未満の施設は、各月の契約電力は「その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。」という運用になります。契約電力が 500 kW 以上の施設に於いては、仕様書に記載の契約電力が使用できる最大となります。契約電力が 500 kW 以上で契約電力を越えて使用した場合、変更の必要性があるときは、発注者と受注者が協議して契約電力を変更することとなります。また、契約電力を超えた場合は、超過料金が発生します。

(答) そのように想定しています。

質問 11 請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費調整額それぞれ銭未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切捨てとなりますがよろしいですか。

(答) そのように想定しています。

質問 12 1 施設の電気料金のお支払いを複数で分担して支払されることはございますか(例：庁舎〇〇円、売店〇〇円)。ある場合は、対象施設と分担数を教えてください。また分担後の支払金額について毎月弊社に通知いただきます。なお、分担後の請求書の発行はできませんがよろしいでしょうか。

(答) 1 施設の電気料金を複数で分担してお支払いすることはありません。

質問 13 入札書に記載する日付に指定はございますか。

(答) 「令和 6 年 3 月 15 日」を記載してください。

質問 14 契約書締結後、契約書に記載のない事項で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけますか。

(答) 応じます。

質問 15 弊社では、毎月の燃料調整額の計算において、旧一般電気事業者が電気需給約款に定める算定諸元(基準燃料価格等の算定係数や算定式)を用いて計算しますが、これについては入札時点(入札書提出時)における算定諸元を、供給期間中継続的に使用して計算することよろしいでしょうか。

(答) お見込みのとおりです。

質問 16 燃料費調整額についてみなし小売り電気事業者（東京電力エナジーパートナー株式会社）が定める、入札時の電気供給条件ではなく、2024年4月1日からの新しい料金プランを適用されるのであれば、どのプランを適用されるのかプランを教えてください（例：ベーシックプラン等）。

（答） 小売り電気事業者（東京電力エナジーパートナー株式会社）が定める、入札時の電気供給条件を適用します。

質問 17 供給期間終了までの間に、基準燃料価格等算定諸元の見直しを行う際には、基準燃料価格等算定諸元のみでなく、従量料金単価も併せた見直しを行うこととなりますがよろしいでしょうか。

（答） 差し支えありません。

質問 18 地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変動は可能ですか。

（答） 協議の上、可能です。

質問 19 契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面にて申込みを頂かないと対応できませんのでご容赦頂けますか。

（答） 差し支えありません。

質問 20 入札用封筒の記載内容に指定はありますか。指定がある場合はご指示ください。

（答） 入札書及び入札に関わる文書の提出に封筒は必要ありません。封筒に入れずに提出していただきます。

質問 21 再度入札を辞退する場合、入札書に「辞退」と記載して、封筒に入れ提出することによろしいでしょうか。

（答） 「辞退」と記載して、封筒に入れずに提出してください。

質問 22 電気の契約を締結した場合には、その契約内容を1年間継続していただくことを原則とし、1年未満のご使用の場合は臨時電力の料金が適用されます。契約を締結した後、1年に満たないで契約を廃止される場合（または契約電力を1年に満たないで減少される場合）は、当該部分について臨時電力を適用したものとして後日料金を精算することは可能ですか。

（答） 差し支えありません。

質問 23 弊社が落札した場合、計量日の都合によりお支払回数が「13回」になります。予めご了承いただけますか。

（答） 差し支えありません。

質問 24 契約期間中に建替えや増築、トランス増量や受変電設備及び引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事が予定されている施設がありましたら、対象施設と工事内容を教えてください。

（答） 当該工事の予定はありません。

質問 25 仕様書 2(B)「特約割引額」の記載がありますが、こちらは必須でしょうか。

(答) 必須ではありません。

質問 26 自家発補給電力のご契約がある場合、入札金額に含めますでしょうか。

(答) 含めます。契約期間中(12ヶ月)自家発補給電力は全て未使用として算定してください。

質問 27 自家発補給電力の基本料金に関してですが、未使用時として計算してよろしいでしょうか。自家発補給電力は未使用で計算する場合、「自家発補給電力基本料金単価×契約電力(kw)×未使用時倍率」となりますが、内訳書作成にあたってこの計算とさせていただきますがよろしいでしょうか。

(答) 未使用時として計算してください。内訳書作成においての計算方法もそのように想定しています。

質問 28 自家発補給電力の未使用時基本料金単価について、実際の請求料金は、以下の算式により算定してもよろしいでしょうか。

<計算式>

自家発補給電力基本料金(未使用時) = 契約電力(kW) × 基本料金単価(円) × 未使用時倍率(%)

(答) 差し支えありません。

質問 29 自家発補給電力について、未使用時の基本料金のみ算出しますが、契約は自家発補給を使用する、使用しないにかかわらず、電力料金単価を設定させていただきますので、欄外に電力使用量単価を記載してもよろしいでしょうか。

(答) そのように想定していますので、内訳書欄外に自家発補給電力を使用した場合の電力料金単価を記載してください。

質問 30 自家発補給電力契約について、定期点検時期を教えてください。また、定期検査の時期をご相談させていただくことは可能でしょうか。例えば、定検時期を7~9月、12~2月平日以外にさせていただくことは可能でしょうか。

(答) 定期点検時期は10月下旬の金曜日です。

質問 31 自家発補給電力の利用目的を教えてください。(常に活用する、非常時、ピークカット用など)

(答) 発電設備の点検・故障時用です。